

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）感染症を防ぐワクチンの定期接種対象者へ、案内や予診票の個別通知をしております。また、接種機会を逃した方に対しても、従来の定期接種の年齢を超えて接種（キャッチアップ接種）を実施するため、キャッチアップ接種の対象者へも個別通知をしております。

接種費用は無料で、同じワクチンを合計2回または3回接種します。
完了するまでに約6ヶ月間かかるため、接種を希望する方は、お早めの接種をご検討ください。詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。なお、令和7年3月31日でキャッチアップ接種は終了します。

※令和7年3月31日で接種期間が終了する方：高校1年生（定期接種）、キャッチアップ対象者全員

●定期接種

- ▶対象となる方：中学1年生～高校1年生の女子 ※接種時に美波町に住民登録のある方
(令和6年度対象者：平成20年4月2日～平成24年4月1日生まれの女子)
- ▶接種期間：13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで
※平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの方は、定期接種の年齢を超えても、キャッチアップ接種対象者として令和7年3月31日まで接種できます。

●キャッチアップ接種

- ▶対象となる方：平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子 ※接種時に美波町に住民登録のある方
- ▶接種期間：令和7年3月31日まで

●ワクチンの種類

子宮頸がん予防ワクチンは、「サーバリックス（2価ワクチン）」と「ガーダシル（4価ワクチン）」の2種類に、令和5年4月より「シルガード9（9価ワクチン）」が、定期接種の対象に追加され3種類となりました。
原則、同じワクチンを合計2回または3回接種します。

ワクチン名	接種回数	接種間隔（標準的な接種方法）
サーバリックス	3回	1月の間隔を置いて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔を置いて1回行う
ガーダシル	3回	2月の間隔を置いて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔を置いて1回行う
シルガード9	2回	【1回目の接種を15歳までに受ける場合】 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。 ※5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。
	3回	【1回目の接種を15歳になってから受ける場合】 2月の間隔を置いて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔を置いて1回行う

※3種類いずれも、1年以内に接種を終えることが望ましい。

●持ち物

- ▶母子健康手帳 ▶ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票

●接種場所

徳島県予防接種広域化委託医療機関 ※必ず事前に医療機関に電話で予約をしてください。

●接種費用の助成のお知らせ（申請期限：令和7年3月31日まで）

キャッチアップ接種の対象者のうち定期接種を受けておらず、定期接種の対象年齢を過ぎて、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種を令和4年3月31日までに自費で受けた方は、接種の費用を助成します。

●徳島県外で接種を希望される場合

美波町に住民登録があり、県外の専門学校や大学、就職等のやむを得ない事情により、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（定期接種）を徳島県外で希望される場合、事前に手続きが必要です。

※詳しくは美波町HPまたは健康増進課までお問い合わせください。

令和6年度 風しんの追加的対策について

公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、全国で抗体検査と定期予防接種を令和4年3月まで実施していましたが、令和7年度で終了します。対象となる方には、最後のクーポン券をお届けしています。この世代は、風しんの抗体保有率が低くなっていますので、抗体検査を受けていただき、その結果、十分な量の抗体がない方は、定期予防接種を受けてください。抗体検査および予防接種費用は無料です。詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。

※実施期間は2月末までです。

●対象となる方

美波町に住民登録があり、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

●実施期間

令和6年4月1日～令和7年2月28日まで

●クーポン券について

今年度のクーポン券の有効期限は、令和7年2月28日までとなっています。有効期限を過ぎたクーポン券を使用することはできません。クーポン券のシールをはがさずに、実施医療機関にお持ちください。クーポン券を使用せずに受けた抗体検査及び予防接種は助成対象になりません。（全額自己負担で、払い戻しはできません。）

●抗体検査・予防接種の流れ ※事前に医療機関に連絡し検査や接種が可能か確認してください。

1) 抗体検査を受けてください

クーポン券と本人確認書類（運転免許証、保険証等）を医療機関等に持参し、抗体検査を受けてください。事業所健診や特定健診の機会にも受けられます。

2) 風しんの予防接種を受けましょう

抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は予防接種の対象となります。クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知を医療機関に持参し、予防接種を受けてください。

※抗体検査を受けずに予防接種を受けた方は助成対象外となります。接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。

●接種費用の助成のお知らせ

「妊娠を希望・妊娠する可能性の高い女性」および「昭和54年4月2日～平成2年4月1日生まれの男性」は、風しん抗体検査の結果、抗体価が低いと判定され予防接種をした場合、その接種費用を助成いたします。

※美波町に住民登録がある方が対象です。詳しくは、美波町HPまたは健康増進課までお問い合わせください。

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種

令和6年度から定期接種の対象者が変わりました!!

■接種対象者 ※定期接種は生涯で1回のみ、個人負担金4,000円（生活保護世帯に属する人は免除）

- ① 65歳の方（65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで）
- ② 60～64歳で心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■定期接種で使用するワクチン：23価肺炎球菌ワクチン

※過去に23価肺炎球菌ワクチン[一般名：23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名：ニューモバックスNP]の接種を受けたことがある方は定期接種の対象者にはなりません。

【お問い合わせ】健康増進課 ☎ 0884-77-3621

